

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により本市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成 30 年 11 月 8 日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 株式会社 丸大新潟店
所在地 新潟市中央区本町通 6 番町 1122 番地
設置者 株式会社 丸大

2 変更した事項

(1) 大規模小売店を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前	変更後
名称	株式会社 丸大	株式会社 丸大
代表者名	<u>代表取締役 竹田 利明</u>	<u>代表取締役 泉井 清志</u>
住所	新潟県長岡市大手通 2 丁目 2 番地 6 号	新潟県長岡市大手通 2 丁目 2 番地 6 号

(2) 大規模小売店において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前	変更後
名称	株式会社 丸大	株式会社 丸大
代表者名	<u>代表取締役 竹田 利明</u>	<u>代表取締役 泉井 清志</u>
住所	新潟県長岡市大手通 2 丁目 2 番地 6 号	新潟県長岡市大手通 2 丁目 2 番地 6 号

3 変更年月日

平成 30 年 3 月 1 日

4 変更の理由

代表者変更のため

5 届出年月日

平成 30 年 8 月 20 日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市中央区地域課

7 縦覧期間

平成 30 年 11 月 8 日から平成 31 年 3 月 8 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp